

令和4年度 事業計画

南山城村社会福祉協議会

1. 総括

南山城村の未来を創る総合計画のアクションプラン「人口ビジョンまち・ひと・しごと創生総合戦略」は、人口減少、少子高齢化を踏まえ、誰もが活躍できる地域社会をつくることをベースとして、国の財政支援を活用し、福祉人材の育成、世代を超えたふれあいサロンなど地域コミュニティの形成が2024年までの具体的施策に計画されています。

平成29年の社会福祉法の改正で、断らない包括的な支援体制の整備がすべての市町村で義務化されました。社協活動も地域包括ケアと連動しながら、京都府では「絆ネット」という補助事業、地域の力を引き出しての既存の福祉事業に取り組んできました。さらにこれらを発展させる形で、解決がより難しい複雑な生活課題、生きづらさに直面しても、世代や分野を超え、支えあえる地域共生社会の実現に向け、具体的な手法として重層的体制整備事業が設けられました。当事業は、介護、障害、こども、生活困窮など各分野で行われていた縦割りの対応から、「断らない相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」の3つの支援を一体的にすすめ、創意工夫して、地域づくりをすすめていくものです。本村でも、共に暮らすことの共通認識や支えあいを仕組み化し、世代を超えた住民参加へと一層広げていくことができます。実施主体は市町村ですが、本会ではこれまでの事業展開を活かして、京都府社会福祉協議会と連携し、積極的な展開を推し進めます。

また、これらの推進の背景には、財源、人材、しくみを持続させる体制の整備が不可欠で、「法人経営」「地域福祉事業」「相談支援・権利擁護」「介護・障害福祉サービス」の各部門の体制的強化と相互連携を図っていきます。

本年度は第2期地域福祉活動計画の最終年度です。PDCAに基づいた計画の評価やコロナ禍を経験している現状の新たな福祉課題の収集などを含み、住民やボランティア、関係団体等の意見を幅広く聞きながら、一人ひとりの思いに寄り添った地域づくりに総合的、重層的に取り組めます。

2. 経営原則

- (1) 社会福祉事業の主たる担い手として、地域住民とともに豊かな地域社会の実現を目指す非営利の民間団体であり、第一に法令を遵守した、透明かつ公正中立な経営を継続すること。
- (2) 誰もがその人らしく尊重され、地域で暮らせるための福祉・介護サービスに取り組むこと。
- (3) 地域住民をはじめ、民生児童委員、ボランティア、商工業者など、暮らしを多方面から支援する人々、団体と協働での包括的支援体制をすすめること。
- (4) 地域の生活課題に結びつく先駆的・開拓的な福祉活動を見出していくこと。
- (5) 持続可能で責任ある自立した組織経営に取り組むこと。

3. 部門別事業

(1) 法人運営について

①組織基盤の確立

- ・法令に基づく理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の適正運営
- ・役員研修の実施
- ・現況報告書、財務諸表の公表、ホームページ、フェイスブックの情報更新
- ・部門横断会議、経営会議の開催と運営改善計画の策定
- ・リスクマネジメントの取り組み、事業継続計画の策定
- ・「法人運営」、「相談支援」「地域福祉」「介護・障害事業」の各部門別体制強化のための適正な人材配置

②財政規律の確立について

- ・一般会員、賛助会員の加入促進と地域福祉への循環活用
- ・正副会長、総務部会、幹部職員との現状認識の場づくり
- ・ボランティア基金の適正預託と管理運用のための基金運営委員会の開催
- ・民間財団の助成金、補助金の研究、積極的活用
- ・指定寄付金による特定事業枠の検討（ボランティア基金）
- ・補助金要望活動の継続実施

③個人情報保護について

- ・改正個人情報保護法に基づく規定、プライバシーポリシーの改定等の対応

- ・保有データの安全管理、情報漏えいの防止措置のための研修

④人材育成と働き方改革の推進について

- ・介護人材キャリアパス制度の推進、給与体系の整備
- ・介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員資格取得の研修受講支援
- ・全職員の健診受診と産業医の健診後のメンタルを含む事後指導、継続的管理
- ・非常勤職員を含む年次有給休暇の取得推進
- ・感染予防についての指導、研修の受講
- ・インフルエンザ予防接種の費用助成（外出支援サービス運転会員含む）
- ・非常勤職員の特別休暇枠の拡大
- ・オンライン研修等の環境整備、積極的受講の推進

(2) 相談支援と権利擁護について【総合相談窓口の周知と対応力の向上】

- ・適切な個別アセスメントの実施及び相談機関との連絡調整
- ・複合的な課題への専門機関等との支援体制の確立、連携した支援
- ・認知症高齢者、知的、身体障がい者等への適切な意思決定支援の援助
- ・福祉サービス利用援助事業の広報啓発と利用啓発、生活支援員の複数確保
- ・心配ごと相談所（民生児童委員協議会委託）の利用促進と社会資源とのつなぎ
- ・山城南地区司法書士相談の啓発広報、利用促進
- ・リーチアウトによる課題把握、地域包括支援センター、民生児童委員等との横断的なネットワークによる個別支援の展開
- ・オンライン相談等の環境整備
- ・生活福祉資金（コロナ禍の緊急小口資金等の貸付）の適正業務の管理
- ・京都府障害者・高齢者権利擁護センターとの連携
- ・生活困窮対策（フードバンクの周知、協力活動の推進等）

(3) 地域福祉活動について

- ・支部長会議の定期開催による情報交換と自主活動の支援
- ・ふれあいサロンの展開【介護予防・運営支援】
- ・地区別要援護者のつどい、支部別ネットワーク会の運営支援
- ・身近な地域での居場所づくりの支援【生きがい、介護予防、見守り、人づくり】
- ・広報、お達者通信の定期発行

- ・ 公民協働での買物支援の仕組みづくり【買い物難民対策】
- ・ サービスの受け手、支え手を越えた担い手の育成、マッチング
外出支援サービス、配食サービス、まごのてサービス、ボランティア一日体験、
オンライン研修などの取り組みの推進
- ・ コロナ禍のつながりづくり事業の推進
- ・ 認知症カフェの運営協力者の呼びかけ、キッズサポーターの養成
- ・ 第3期地域福祉活動計画策定にかかる福祉懇談会(アンケート)の開催、評価、策定委員会の編成、開催

(4) ボランティア活動の推進について

- ・ ボランティアバンク運営委員会の開催
- ・ ボランティアバンク登録(個人、団体)のデータ整備、活動参加の呼びかけ、活動の場づくり
- ・ ちょいボラ推進運動の広報啓発
- ・ ボランティア活動保険料の個人負担補助の継続
- ・ ボランティア基金利息の活用による貸出機材、物品類の整備

(5) 子育てに関する取り組みについて

- ・ 地域で子育てに関わる団体、ボランティアとの交流の場づくり
- ・ You Tubeを活用した遊びや子育ての情報提供(わかさみなぎる地域の支え愛)
- ・ 未就学のこどもを育てる世帯へのアンケートの実施

(6) 委託事業について【外出支援事業・食の自立支援事業】

- ・ 担い手確保のための養成研修、講座等の開催
- ・ 生活ニーズに基づく事業調整、行政への働きかけ
- ・ 担い手生活ニーズに基づく事業展開、

(7) 福祉教育の推進について

- ・ 福祉体験学習の開催【世代間交流、ボランティア体験など】
- ・ 手話サークル、朗読ボランティアグループとの交流事業の実施
- ・ 小・中学校への福祉体験授業の実施

(8) 広域連携事業について

- ・ 東部 3 町村の体制補完、連携事業の推進（わかさみなぎる地域の支え愛協議会）
- ・ 定住自立圏域の社会福祉協議会との事業間交流

4

(9) 災害ボランティアセンターについて

- ・ ふれあいサロン、地域福祉活動参加者等へのミニ防災講座の開催
- ・ 京都府災害ボランティアセンターとの連携、研修参加
- ・ 福祉避難所運営リーダー専門ボランティアの養成
- ・ 防災救助法適用にかかる村との災害時支援協定の内容見直し

(10) 介護保険・障害者福祉事業について

- ・ 関係法令、運営体制、人員基準の遵守
- ・ 法人、地域福祉部門との連携、地域貢献活動の推進
- ・ 認知症や高次脳機能障害など個別ケア対応力研修の実施
- ・ 介護職員処遇改善事業の推進（常勤職員、非常勤職員給与改善）
- ・ 感染症対策の徹底
- ・ これからのサービスを踏まえた利用者アンケートの実施
- ・ 部門別委員会の開催、機能強化